

新型コロナウィルス感染拡大防止のための期日取消し等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び千葉県の外出自粛要請等を踏まえ、千葉地家裁管内の裁判所において、4月8日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については以下のとおり取り扱われます。

1 民事事件及び行政事件

民事事件及び行政事件については、次の事件を除いて指定期日が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（室・係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- (1) 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- (2) 配偶者暴力等（DV）に関する保護命令事件
- (3) 人身保護事件
- (4) 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- (5) 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

2 刑事事件

刑事事件については、上記の期間に指定されていた裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び公判期日は変更される見込みです。裁判員裁判以外の事件のうち一部についても期日が変更される見込みです。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

3 家事事件

家事事件に関し、調停事件、審判事件等期日が指定されている事件に

については、次の事件を除いて指定期日が取り消されます。人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件については、指定期日が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- (1) 児童福祉法上の一時保護事件、審判前の保全事件等急を要する事件
- (2) 子の監護に関する事件で、特に急を要する事件

4 少年事件

少年事件については、上記の期間に指定されている審判期日は、原則として取り消されますが、観護措置がとられている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合があります。新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡されます。御不明の点があれば、担当部等にお問合せください。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますが、文書の提出につきましては、なるべく郵送で行っていただきますよう御協力をお願いいたします。